



人間を客体とすることへの抵抗としてのケア : 岡野八代「ケアに満ちた民主主義」への応答の試み

星川, 佳加

(Citation)

研究論叢, 30:49-58

(Issue Date)

2024-06-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100491460>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491460>



人間を客体とすることへの抵抗としてのケア

—岡野八代「ケアに満ちた民主主義」への応答の試み—

星川 佳加

(大阪成蹊大学)

1. はじめに

岡野八代氏が、「ケアの倫理論、待望の決定版！」とされる著書を出版した。岩波新書の『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』（岩波書店、2024年1月）である。帯に大きく示されている通り、まさにケアの倫理の「決定版」ともいえる作品である。ケアに関する研究を、1960年代のものから最新のものまで、当然日本だけでなくアメリカ合衆国を中心とする海外のものまで、さらに岡野氏が専門とする政治学だけでなく社会学や心理学や哲学まで、縦横無尽に読み解き、一つのストーリーに編み上げている。そのストーリーとは、「じっさいに女性たちが置かれた社会状況、その女性たちが担ってきた運動や上げてきた声と切り離せないフェミニズム思想の展開のなかにケアの倫理を位置づけることで、ケアの倫理に内包された豊かな女性たちの経験と知見、その葛藤を描き、ケアの倫理がどのような新しい社会や政治を展望しようとしているのかを明らかに」（p. 4）するものである。

この一文にも明確に表れているように、岡野氏の著作はケアの倫理を「新しい社会や政治を展望」する概念へと昇華するものである。しかしながらケアを空虚な「概念」として扱うことはない。むしろ、ケアの現実をしっかりと見据え、そこから「新しい社会や政治を展望」する鍵を創造しようと試みている。さらに本書に登場する多くのフェミニストたちもまた、同じようにケアの現実を視野に入れながら研究や運動を展開してきたのだということが、岡野氏の「フェミニスト研究として

の苦しみや葛藤に深く寄り添った読解」（p. 327）によって切々と伝わってくる¹。

ケアの倫理とは、ケアの現実からみえる課題—例えば「家父長制」²や「支配＝従属関係」の問題、既存の「正義論」の限界、「社会」における「依存の隠蔽」など—を乗り越える社会を提起するものだ岡野氏は主張する。曰く、「ケアの倫理は、異なりを抱えた存在者たちの不平等な関係性のために、個々の被傷性の程度には大きな違いが存在していることに対応するために人間社会は存在しているし、存在すべきだと考える。すなわち、わたしたち人間には、もっとも傷つけられやすい者たちを含めた、傷つけられやすい者たちがじっさいに傷つかないように配慮する社会的責任がある。その認識こそが、社会を構成する原理の端緒にあるはずだと考えるのだ」（p. 247）。そのうえで岡野氏は、「ケアに満ちた民主主義」を呼びかける。「〈誰かが、わたしたちをケアしてくれた〉。この普遍的な事実から、民主主義を再生させるために、知恵を働かそう。この掛け声が、『フェミニスト的で民主的なケアの倫理』の現在地」（p. 269）なのである。

この呼びかけは、民主主義的な教育を追求／追究する教育学者や教育実践者にまっすぐ届くものであろう。「教師」と「子ども」という非対称的な関係において、また、子ども同士の関係においても様々な葛藤や軋轢がみられる学級等において、子どもたちの声を聴き、これに応答する教育を創造しようとする試みは、「ケアに満ちた民主主義」と重なるところがある。とりわけ生活綴方の実践記録に

は子どもの声を聴きあう場面が多くみられる。また、近年の生活指導実践³の記録には、学級から排除されてきた子どもの声を聴き取ろうとする教師の姿が多くみられるし、生活指導論はこうした教師の姿を価値づけてきた⁴。すなわち、岡野氏が私たちに「ケアに満ちた民主主義」を呼びかける声と、私たちが権威主義的な「教育」に抗して民主主義的な教育を呼びかける声は、ハーモニーを奏でるものである。

しかしながら、だからといって岡野氏の描く社会を即学級に重ねることはできない。また、岡野氏が掲げる「新しい社会」を創造する方法を教育方法に転用することに対しても、慎重さが求められる。これは岡野氏の理論に批判すべき点があるからではなく、教育学、とりわけ教育方法学が、理論をそのまま実践に適用することを慎まなければならないからである。例えば「ケアに満ちた民主主義の学級づくり」が掲げられるような事態は避けなければならない。そうではなくて、「フェミニズムの政治思想」の立場から打ち出される「ケアに満ちた民主主義」と教育の接点を様々な角度から探る必要がある⁵。

では、岡野氏の「ケアに満ちた民主主義」を呼びかける声に、どのように応答することが可能であろうか。恐らく様々な視点から応答できると思われるが、本稿では取り急ぎ岡野氏が触れていないケアの論者について考察をしたいと思う⁶。かれらが、何故ケアを大切にしようとしたのか、どのようにケアを大切にしようとしたのかを考える。すると、岡野氏が描いたフェミニズムのストーリーに、異なるストーリーを重ねることができるかもしれない。

2. メイヤロフ『ケアの本質』の背景

フェミニズムとは異なる文脈で展開したケア論の初期の著作として、アメリカの哲学者

ミルトン・メイヤーロフ (Milton Mayeroff) の “*On Caring*” (ミルトン・メイヤーロフ著、田村真・向野宜之訳『ケアの本質—生きることの意味』ゆみる出版、1987年、以下『ケアの本質』と略記) を挙げることができる。“*On Caring*” は 42 冊からなる『世界展望双書』 (“*World Perspectives*”) の中の一冊である。このシリーズは、1960～70年代時点での現代文明において特筆すべき活動やアイデアに関して、優れた思想家や指導者たちが執筆したものであるとされている⁷。この事実から、ケアが 1971 年の時点で学問分野を問わず注目すべきアイデアとして認識されていたことがわかる。

彼の著作は 1971 年に公開されたが、この著作の元となった論考「ケアすること」 (“*On Caring*”, *The International Philosophical Quarterly*) は、1965 年に記されたものである。日本語版の『ケアの本質』に付録としてつけられているこの論考は、1971 年版の『ケアの本質』の源であるといえる。すなわちメイヤーロフがケアに関する思索を深めたのは、岡野氏がフェミニズムのケア論の原点とする 1960 年代と時期を同じくする。

この時代のアメリカの状況については岡野氏の著作に詳しい。1960 年代前半は「ケネディ大統領とかれを継いだジョンソン大統領の下で貧困との闘いや社会福祉の充実などの社会改革を推進した『偉大な社会』政策が採られた」こと、1964 年には「人種、皮膚の色、性、宗教、出身国に基づく雇用差別を禁止した公民権法第七編」が成立したこと、その背景に 1950 年後半からの「黒人差別に反対する公民権運動にも触発された様々な解放運動」があったことなどが述べられている⁸。メイヤーロフもこうした政治的な状況から少なからず影響を受けたであろう。

それに加え、この時代の無視できない状況⁹として、1957 年のスプートニク打ち上げ

に象徴される冷戦構造下における科学技術競争激化が挙げられる。1960年代の公教育は、この科学技術競争に振り回されることとなった。アメリカから多大な影響を受ける日本でも、公教育に対して有能な科学技術者の育成が求められ、学習指導要領の内容もその要求に応じる形で変更された。子どもが自分の人生を生きていくうえで必要な教育ではなく「科学技術教育の向上」が目指され、子どもの生活やニーズに寄り添う学びではなく「系統的な学習」が推し進められた¹⁰。いわゆる「詰め込み教育」の時代である。

そのような時代であって、メイヤロフはケアすることについて思索を深めていく。

3. 子どもを客体とする「教育」への抵抗 ——メイヤロフの声を聴く

メイヤロフは、ケアを「一人の人格をケアするとは、最も深い意味で、その人が成長すること、自己実現することをたすけること」¹¹と表現した。ここでいう成長とは、「知識や技術を単に増やすことではなく、根本的に新しい経験や考え方を全人格的に受けとめていくことをとおして、その人格が再創造される」¹²という意味での学びを可能にするものである。さらにこのケアは、「ひとつの過程であり、展開を内にはらみつつ人に関与するあり方」¹³、つまり単発の出会いや行動ではなく、変化しながら続いてゆく関係において生じるものである。

またケアする人についてメイヤロフは、「他の人々をケアすることをおして、他の人々に役立つことによって、その人は自身の生の真の意味を生きている」¹⁴と述べている。それは決して、自分の生の意味を得るという目的のために誰かをケアするという意味ではなく、ケアした結果として自分の生に価値を見いだすということである¹⁵。生の真の意味を生きたとは、自分の持つ才能を最大限に発揮する

ことで自信と安心を得ると同時に、自分の力ではどうすることもできない多くの要因に気付き感謝することで、自分を競争の中に置くことや、自分を市場における商品として対象化することから解放され、あらゆるものの源泉である自然の一部としての自分自身を発見するということである¹⁶。

すなわち人は、他者に関心や行為の対象とみなし、こちらの意図を実現しよう、成果を得ように関わるのではなく、継続的で変化を伴う関係の中でケアされる人の人格の再創造を援助することによってのみ、他者を成長させ、自分自身もまた人格的に成長することが出来るというのが、メイヤロフの描くケアの本質である¹⁷。

この本を日本に紹介した訳者の田村真、向野宜之はメイヤロフのケアについて、「人間関係のうえで上下のような傾斜関係を前提とせず、身心全体・人間全体を視野に入れ配慮し、働きかけるという身構えを持っていた」からこそ、「技術と結果のみを偏重する傾向が支配的」である困難な状況を打破する可能性をもっているのだと説明している¹⁸。

教育の実践において、教師が主体となり子どもを対象に位置づけるとき、子どもは教育における客体となる。客体とは、「認識(知覚・思考)機能の担い手を意味」する「主観」

(subject)によって「認識される」対象である「客観」(object)を実践の場面において訳出する語であり、主体と「対をなす」ものである¹⁹。つまり客体としての子どもは、主体である教師によって認識される範囲で(認識される部分のみが)存在する。

これに対してメイヤロフのケアは、子どもの「心身全体・人間全体を視野に入れ配慮し、働きかける」ものであった。メイヤロフは、差別や貧困など人と人の傾斜関係に異議申し立てがなされる時代の追い風を受けながら、大人が子どもに対して知識や技術を詰めこみ

その結果にのみ注目すること、子どもを客体とする「教育」に対して、ケアという概念によって抵抗したのである。

4. 患者を客体とする「医療」への抵抗 ——1920年代に見られるケア論の萌芽

メイヤロフが、子どもを客体とすることに抵抗したように、医療の世界にも患者を客体とすることに対して問題提起をした人物がいる。ハーバード大学医学部教授の医師フランシス・ピーボディ (Francis W. Peabody) である。

ピーボディは '*The Care of Patient*' という論文のなかで、次のように述べている。

医療科学と、現代の医者にとって利用可能な莫大な数の医療機器の、ここ30年間の驚くべき進歩を考慮すると、医療学校が教育的問題に関心を抱きがちであったことは、意外なことではない。そして学校は、新たな知識を整理し関連づけるという困難な仕事に没頭すると同時に、疾患の診断と治療に科学的原理を適用することは医療実践の限られた一面に過ぎないという現実を、簡単に見逃してきた。広い意味での医療実践は、医者と患者の関係全体を包括する。それはアートであり、拡大しつつある医療科学の範囲に基づいてはいるが、しかし依然として、いかなる科学の領域にもおさまらない多くのものを含んでいるのである。

(下線は引用者)²⁰

この記述から、ピーボディが医療における医者と患者の関係を大切にしていることがわかる。また彼が、この時代の医師養成に問題提起をしていること、患者に対する「診断」と「科学的原理」の「適応」だけを「医療」

として教える医師養成に抵抗していることがわかる。さらにピーボディは以下のようにも述べている。

医者と患者の親密で個人的な関係が重要であることは、どれだけ強調してもしすぎるということはない。というのも、莫大な数の事例において、診断と治療はどちらも医者と患者の関係次第であり、若い医者がこうした関係を設立できないことは、彼が患者をケアすることにおいて無能であることの大部分の原因なのである。²¹

ここでも、医療における医者と患者の関係の重要性が指摘されている。「親密で個人的な関係」が具体的にどのような関係を指すのか、それが果たして現代の医療にとってどこまで適切か等の疑問についてここで議論することはできないが、医者が一方的に患者に対して疾患を断定し、科学的原理を適応するような「医療」に対して、ピーボディは抵抗しているということがわかる。

特筆すべきは、この論文が記された時期が1927年だということである。ケア論が起ったとされる1960年代よりも30年も前のことである。第一次世界大戦が終結した後、ヨーロッパ諸国よりも先に戦後の不況と混乱を抜けたアメリカは、1920年代に繁栄の時代を迎えた。工業化と都市化が進み、自動車やラジオなどが一般家庭に普及するなど人々の生活も激変した²²。経済成長が目的化すると、人間は人材あるいはマーケットと見做される。こうした社会と人間観の変化を背景に、医療の世界にも新しい技術や薬品等が導入され、病や傷を抱えた人間は、技術を適用し化学物質を投与する対象となっていくたのであろう。

ピーボディは急激に科学が発展し医療機器や薬品等が開発される時代に、患者の患部に

のみ着目し、疾患を一方的に断定し、患者を科学的原理を適応する対象と見做す「医療」が主流となる中で、そのことに抵抗した。そして、医者と患者との間に人間的な関係を構築し、その関係においてケアすることの重要性を指摘したのである。

このピーボディの論考の価値は、M・シモーヌ・ローチ『アクト・オブ・ケアリングーケアする存在としての人間』(“*The Human Act of Caring*”、以下『アクト・オブ・ケアリング』と略記)の「推薦のこぼし」のなかで指摘されている²³。「二一世紀を前に現代(二〇世紀)は、科学技術の進歩が世界の医学をとらえ、人間性を重んじるべき医学に危機感を抱かせた世紀といえよう」という一文から始まるこの「推薦のこぼし」のなかで、「医療や看護における Care という概念が医療界に紹介されたのは、ハーバード大学医学部教授の Francis W Peabody 医師の論文 “The Care of the Patient” (JAMA, 1927, 88:877-882) に始まる」とされている²⁴。このピーボディの論文は、「急速な科学的進歩によりサイエンスとしての医学が患者への人間性を尊重した精神的な配慮に欠け、古きよきアートとしての医学が薄れていくことに対しての警告を医療の世界に投げかけた論文」であったと説明されている²⁵。

5. 考察

はじめに述べた通り、岡野氏は私たちに「ケアに満ちた民主主義」を呼びかけている。この呼びかけにどのように応答することができるのかという問いに対して、本稿では岡野氏が触れていないケアの論者に焦点をあて、かれらが何故、どのようにケアを大切にしようとしてきたのか確認してきた。

ケア論の原点とされる 1960 年代に哲学者メイヤロフによって考究されたケアや、1920 年代に医師ピーボディによって記されたケア

論の萌芽ともいえる論考から、以下のことがわかった。すなわちケアは、岡野氏が指摘するように男性中心主義的社会や家父長制への抵抗であることに加え、人間を客体と見做すことへの抵抗なのだということである。人間を利用したり支配したりすることへの抵抗、人間の全体性を無視して部分にのみ着目することへの抵抗、人間を科学技術適応の対象とすることへの抵抗が、フェミニズムとは異なる文脈で語られたケアに込められていた。

かれらのように、例えば教育や医療の現場において「教師」や「医師」等の肩書を持ちながらも、ケアを大切にしながら実践を営む者はいる。「教師」や「医師」などの肩書をもつ者は、「専門性」を有すると「公的」に認定され、「子ども」や「患者」に対して「公的」に権力を行使できる立場にある。その権力は、時に暴力と言い換えても差し支えないような形で発動し、他者を酷く傷つけることもある。しかし、このような立場にある者たちは、権力の行使を当然のことであると、時には使命であるとすら考えることが可能である。なぜならその権力は「公的」に認められた「専門性」を後ろ盾としているからである。したがって他者に対する権力の行使を当然視する考え方が、その「専門家」集団の主流をなすことも往々にしてある。それでも、そのような「専門家」集団のなかで主流に逆らうことになろうとも、権力の行使ではなくケアの実現を模索する人がいる。

その人々に共通しているのは、他者を人間として尊重すること、そして自分自身も人間であると自覚することではないだろうか。「ケアの倫理」の立役者であるとされるキャロル・ギリガンは「声と関係性にもとづくケアの倫理」について、「家父長制から民主主義を解放するための歴史的な闘争」としての「フェミニストの倫理」であると同時に、「民主主義の実践とグローバル社会の実現のためになくて

はならない、人間の倫理である」と表現している²⁶。「ケアの倫理」とは、すなわち「人間の倫理」なのである。

6. おわりに

岡野氏の「ケアに満ちた民主主義」を呼びかける声に対して、今回は岡野氏が触れていないケアの論者を考察するという形で応答を試みたが、この呼びかけには別の視点からも応答できる。それは、教育の現実にあらわれるケアを丁寧にとらえる視点である。教師が子どもをケアする、子どもと子どもが相互にケアし合う、時に子どもが教師をケアするという事実は、教育実践の中に多く見られる。また、教師が意図的に子どもと子どもがケアし合う学級を創造しようと試みる教育実践もある。そこには、実践にこだわるからこそ捉えられるケアがある。

例えば岡野はトロントに依りながら「①ニーズをしっかりと見極めようと『関心を向けること (caring about)』、②存在していると気づいたニーズに対して、誰かが責任を引き受け、なにかがなされないといけないと認識する『配慮すること (caring for)』、(以下略)」(p. 260) とケアを説明しているが、「存在していると気づいた」状態に至る部分については十分に説明されていない。また、ケアを担うものもまたケアを必要としているという文脈で「ケアするひとのニーズを察知し、じっさいにそのニーズを満たしてくれるひとは必要」(p. 268) という表現をするが、「察知」という語の内実については詳しく語られていない。

ただしこのことは、決して岡野氏の理論が不十分であることを意味しない。岡野氏はケアの現実から社会や政治を見据え、ケアに関するストーリーをダイナミックに描いている。その壮大なストーリーに対して、どうすればニーズに「気づく」ことが可能か、ニーズを

「察知」するとはどういうことかと問うことは、重箱の隅を楊枝でつつくようなものであろう。

それでも、現実のケアは、この「気づく」「察知」等の語で表現される現象に大きく依存している。教育におけるケアを追究するうえで、その事実を無視することはできない。これまでも、学校教育の、とりわけ生活指導におけるケアは、子どもの言葉にならないニーズに応答することを射程に含めてきた²⁷。さらに、学校という日常的な場だからこそ聴き取られるニーズ、安心できる関係性においてはじめて存在するニーズというものもある²⁸。日常的な場のなかにある安心できる関係性において、子ども自身が自らのニーズに「気づく」ということもある²⁹。

岡野氏が本書執筆にあたって参照したというキャロル・ギリガンの『抵抗への参加——フェミニストのケアの倫理——』(小西真理子・田中壮泰・小田切建太郎訳、晃洋書房、2023年)においても教育の可能性について言及されている³⁰。またギリガンは、子どもたちが大人になる過程で「正直な声」や「関係性への願望」を抑圧され、解離に直面するということを看破している³¹。さらにこれは少女たちのみならず少年たちにも当てはまるのだということを、ギリガンは指摘し、繰り返して記している。同書の締めくくりにおいてギリガンは「あたらしい物語では、共感し、他者のこころを読み、協働する能力が、わたしたちを女でも男でもなく、人間として特徴づけるのだ」(p. 221、下線は引用者)と展望を述べている。子どもから大人になる過程で「正直な声」が抑圧されることを批判的に捉えるギリガンの思想、「自己の声」の「解放」に「自由連想」が必要だという彼女の主張と、子どもの「ありのまま」や「自由」を大切にしてきた教育には、通底するものがある。

フェミニストたちがケアの現実から出発し

ていたように、私たちは教育の現実から出発する必要がある。もう少し積極的な表現をすれば、私たちは教育の現実から出発することができる。ケアにとって恐らく欠かすことのできない、「気づく」こと、「察知」すること、「他者のこころを読む」こと等について、学校教育におけるケアを考察することを通して追究したい。教育の現実からみえるものを丁寧に描き出すことで、「ケアに満ちた民主主義」という「あたらしい物語」を紡ぐ挑戦に参加できると思うからである。

註

- 1 岡野八代『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』岩波書店、2024年1月。
例えば女性がケアを担わされているという現実から出発することで、「もはや前近代の遺物であると考えられ」ていた「家父長制」が「女性に対する抑圧を表現する概念」として現代にも生きていること (p. 39)、「支配＝従属関係」という「不平等な男性中心主義的社会的特徴」(p. 124)、こうした「支配＝従属関係が組み込まれた社会では、従属者は、何事も決められたことに従い、受動的で、他者関係においては素直で、頼りなく、行動力や決断力に欠け、無力で誰かに依存しているといった特徴を身につけると、社会によく適応できているとみなされる」(p. 126)ということ等が可視化される。あるいは実際にケアが営まれている現実を注視することで、「圧倒的な能力の差があり、子の福祉のためにはその子に代わってそのニーズを充たし、身体性を共に築き上げていく母の行為は、往々にして暴力との線引きが難しく、既存の正義論では対応しづらい」(p. 170)ことや、「自分とは異なる新しいひとは何者で、どのように世界をみているのか母親業を担うものはすべて、考え、理解に至り、失敗しつつも試行錯誤を重ねながら、ケアをそれでもなお実践し続けるのだ」(p. 212)ということがみえてくる。そして両方の現実を重ね合わせることで、「家父長制」の遺る「男性中心主義的社会」における「依存をめぐる隠蔽、あるいはゆがんだ描写——しかし、哲学史上は歪んでいるとは受け止められてもこなかった——」(p. 238)こと等が明らかとなる。
- 2 竹内常一は日本の学校について「家父長制」という言葉を用いながら次のように記している。「日本の場合、子どもの保護や福祉を社会的に保障するシステムがつくられるよりも前に、富国強兵のための義務教育がさきにつくられ (中略) そのために、義務教育学校は、『学校＝家父長制』といってもよい体質を強くもつことになり (中略) このような戦前の管理と教化のシステムが戦後改革のなかで見直されたかということ (中略) 経済の高度成長期でもあり、教育の能力主義的再編期でもあった一九六〇年代を境にして、学校はまたしても子どもの生活を包括的に支配する社会的装置となっていく」(竹内常一『少年期不在——子どものからだの声をきく』青木書店、1998年、pp. 199-200)。
このことから、「家父長制」を乗り越えるという視点から、日本の公教育の中でその権力性を乗り越えようとしてきた生活指導と、岡野氏が提起するケア、すなわち「家父長制」に抵抗し「ケアに満ちた民主主義」を目指すフェミニズムのケアの、共通点を説明することも可能ではないかと考えられる。
- 3 例えば近年全国生活指導研究協議会においては「ケア的な集団づくり」や「集団づくりにおけるケアと自治」などが盛んに論じられている。その機関紙『生活指導』誌に「ケア」の語が見られるのは2000年頃からである。
- 4 例えば岡野がヘルドに依りながら記した暴力に対する解釈について、現代の学校教育における生活指導の理論と実践に携わる者の多くは、程度の差はあれ同意することができるのではないだろうか。岡野『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』のなかには、「実力行使は、抵抗の手段としてのみ理解されがちであるが、むしろ自分たちの存在、あるいは窮状を社会的に配慮しろという、ケアへの要求そのものだとも考えられる。」(p. 279)という記述や、「ケアの倫理の立場からは、現在のけっし

て公正でも平等でもない社会で声を奪われた——現在の法・政治制度のなかで発言権が認められない——ひとたちの、数少ない抵抗手段が、非合法の実力行使であるという現実から目を逸らすことはできない。」(p. 280) という記述がある。

鋭い目つきで教師を睨み、クラスメイトに暴力的にふるまう子どもが、大人に不信感を抱かざるを得ない過去を背負い、それだけいっそう切実に友だちを求め、しかしうまく関係を築くことができず、暴力によって自身に降りかかる理不尽に異議申し立てをしているという、生活指導実践にみられる子どもの姿・子どもの捉え方と重なるものがある。

- 5 これについて、『教育学年報 14 公教育を問い直す』(世織書房、2023 年) のなかで、岡野八代氏と佐久間亜紀氏が「対談 公教育再考: ケアをめぐる政治学と教育学の交差」を行っている (pp. 3-28)。
- 6 本稿の内容、特にメイヤロフとピーボディに関する記述は、自身が 2012 年から 2015 年にかけて取り組んだケアを主題とする修士論文に依拠している。この内容の一部について、星川佳加「幼児期と学童期の学びとケア」(湯浅恭正・福田敦志編著『子どもとつくる教育方法の展開』ミネルヴァ書房、2021 年) にも記している。
- 7 ミルトン・メイヤロフ著、田村真・向野宜之訳『ケアの本——生きることの意味』ゆみる出版、1987 年、pp. 1-3。
- 8 岡野八代『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』岩波書店、2024 年 1 月、p. 33。
- 9 1960 年代のアメリカでは、例えばレイチェル・カーソンの『沈黙の春』(Rachel Louise Carson, *Silent Spring*, 1962) に象徴されるように、科学技術の発展の結果として農業等による公害が問題となっていた。また、1955 年～1975 年の約 20 年にわたるベトナム戦争も、この時代における重大で深刻な問題であった。1961 年のベルリンの壁建設も、この時代を象徴する出来事だといえるであろう。経済の都合や国家の都合が優先され、その影響が人々の生活にも大きく及ぶなかで、人々が自分

たちにとってより良い生き方を模索した時代だといえる。

- 10 文部科学省「令和元年度地方協議会等説明資料「新学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について」(小・中学校)」
https://www.mext.go.jp/content/20202012-mxt_kyoiku01-100002605_1.pdf (2024 年 3 月 27 日閲覧)
- 文部科学省 HP「平成 29・30・31 年改訂学習指導要領関連資料(答申、通知等)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm に掲載あり。
- 11 ミルトン・メイヤロフ著、田村真・向野宜之訳『ケアの本——生きることの意味』ゆみる出版、1987 年、p. 13。なお、メイヤロフは人に対するケアだけでなくモノ(概念や芸術)に対するケアについても同書の中で論じており、人に対するケアとモノに対するケアは本質的に共通すると述べているが、本稿では人に対するケアに焦点を当てる。
- 12 同上、p. 29。
- 13 同上、p. 14。
- 14 同上、p. 15。
- 15 同上、p. 70。
- 16 同上、pp. 169-177。
- 17 さらにメイヤロフは、他者や自然を意のままにコントロールできる強く万能な人間像を拒否し、単なる自然の一部でしかない弱い存在でありながら、その弱さを否定するのではなく、自己の抱える弱さに気づき、受け入れ、その中で成長しようと努める人間像を提起していると考えられる。
- 18 ミルトン・メイヤロフ著、田村真・向野宜之訳『ケアの本——生きることの意味』ゆみる出版、1987 年、p. 228。さらに田村・向野は、ケアという生き方を選ぶことは「自分の眼で自己と世界を見つめ、ケアという自分の行動をとおして自己像と世界像を形成しようと試みる」(pp. 235-236) ことであると述べている。
- 19 『岩波哲学・思想事典』岩波書店、1998 年、pp. 734-735。

20 Francis W. Peabody, ‘The Care of Patient’, “The Journal of the American Medical Association”, vol. 88, 1927, pp. 877-882.

21 同上。

22 祝迫得夫「1920年代のアメリカ経済の構造変化と大恐慌」『経済研究』第57巻第3号、2006年7月、pp. 260-270。

23 日野原重明「推薦のことば」、M・シモーヌ・ローチ著、鈴木智之・操華子・森岡崇訳『アクト・オブ・ケアリング』ゆみる出版、1996年、pp. 1-3。なお、『アクト・オブ・ケアリング』の原著“The Human Act of Caring”を1992年に公刊した看護学者シモーヌ・ローチは、先に述べたメイヤロフの研究にも触発され、ケアという概念に注目した。彼女は、神学と自らの看護者としての経験を土台に哲学的思索を深めたこの著作のなかで、「ケアリングは人間の存在様式である」(p. 195)と明言している。曰く、人間とは元来ケアを求める者に対して「感じ取り応答する能力としてのケアリング」(p. 86、下線は引用者)を示すものであり、だからこそ歴史的に生き延びてきたのだという。

24 同上、p. 1。

25 同上、p. 2。

26 キャロル・ギリガン著、小西真理子・田中壮泰・小田切建太郎訳『抵抗への参加——フェミニストのケアの倫理——』晃洋書房、2023年、pp. 214-215。
(原著はCarol Gilligan, “Joining the Resistance”, Polity Press, 2011)

27 例えば星川佳加「竹内常一の生活指導論における「ケア」の変遷」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第16巻第1号、2022年9月、pp. 19-29。

28 全ての子どもにとって、全ての学校が、日常的な場・安心できる関係を構築できる場であることを、前提とする意図はない。むしろ現代の日本において、学校は非日常的(例えば求められる役割やキャラクターを演じなければならない)な場所であったり、不信や不安に満ちた空間であったりすることが多いかもしれない。

29 学校以外にも、例えば児童養護施設における実践の報告のなかで、普段はあまり積極的に意見などを言わない子どもであっても、献立については「〇〇が食べたい」「〇〇の方が良い」のように言ってくれるのだというエピソードがあった。このように、ニーズは日常的な場の聴き取られる関係において表現される。

現在、「こども家庭庁」を中心に、「こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策を進めて」いくこと、そのために「こども・若者、子育て当事者を始めとする様々な方々から、対面・オンライン・チャット、パブリックコメント、アンケート、ヒヤリング、児童館や児童養護施設への訪問など、様々な方法で意見を聴き、いただいた意見を反映する」ことなどが試みられている(こども家庭庁「こども大綱の推進」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou> (2024年3月15日閲覧))。こうした試み自体は批判されるものではないが、しかしながらそこにケアに不可欠な「気づく」ことや「察知」することを求めることは難しいであろう。

30 キャロル・ギリガンは『抵抗への参加——フェミニストのケアの倫理——』(小西真理子・田中壮泰・小田切建太郎訳、晃洋書房、2023年、原著はCarol Gilligan, *Joining the Resistance*, Polity Press, 2011)のなかで、「教育とは革命に代わるもので、社会変革のための非暴力的な手段だ。(中略)アメリカ合衆国の初等・中等教育の大部分が(中略)私たちの手に、良きにつけ悪しきにつけ、さまざまな理由で委ねられている。すると、(中略)女たちは新たな言葉を見つけ、新たな方法を創造することで、(中略)あたらしい秩序を作り上げることができるのではないだろうか？」(p. 187)と読者に呼びかけている(教育を「革命」にかわる「手段」と表現することについてはここでは問わない)。

この呼びかけを受け、民主主義的な教育に取り組む教師たちは、「新たな言葉を見つけ、新たな方法を創造する」までもないと応答するのではないだろうか。日本の良心的な教師たちは、「新しい秩

序を作り上げる」教育に、例えば生活綴方や集団づくりという方法で取り組んできた。ギリガンの『抵抗への参加』については、生活綴方や集団づくりの実践と関連させて稿を改めて論じる予定である。

31 同上、p. 46、p. 78、p. 129、p. 213 など。